



R8.8.24 時点

安心・安全な暮らしをサポート

西尾市
(建築課)
令和8年度版

昭和56年5月31日以前に着工した住宅
(併用住宅は2分の1以上が住宅)の

耐震診断・改修補助

事業名		対象	募集戸数	補助金額など
耐震診断	①木造住宅	2階建て以下の木造の戸建て住宅、長屋建て住宅、共同住宅、併用住宅（貸家を含む）で2×4工法・プレハブ住宅を除く	23戸	無料
	②非木造住宅	木造以外の戸建て住宅、併用住宅（貸家を含む）	応相談	診断費の3分の2 上限 9万円
木造住宅耐震改修	③耐震改修★	判定値 1.0 未満 → 1.0 以上かつ 0.3 加算 (税金の控除 所得税と固定資産税の控除あり)	要相談	改修費の額 上限 135万円
	④段階的耐震改修	[1 段階] (A) 判定値 0.4 以下 → 0.7 以上 1.0 未満 (B) 各階の判定値 1.0 未満 → 2 階建ての 1 階の判定値 1.0 以上 [2 段階] 1 段階の耐震改修を受けた住宅 → 判定値 1.0 以上	募集終了	改修費の額 1 段階上限 60万円 2 段階上限 60万円
	耐震補強設計	③④の耐震改修工事における精密診断法による耐震補強設計費 (④は[1 段階]に限る)	募集終了	設計費の3分の2 上限 20万円
	⑤耐震シェルター整備	高齢者又は障がい者が居住する判定値 1.0 未満の住宅に、愛知県知事が認める耐震シェルター・防災ベッドを整備する工事	1戸	整備費の3分の2 上限 40万円
	⑥小規模改修	判定値 1.0 未満 → 耐震性が向上する以下の改修等 1.居間、寝室等を補強 2.柱、梁の結合部の金物補強	1戸	改修費の2分の1 上限 15万円
	⑦住宅除却	容易な耐震診断調査票で倒壊の危険性がある住宅 又は 判定値 1.0 未満の住宅 を除却	募集停止中	除却費の13% 上限 52万円

住まい・建築物に関する補助

事業名		対象	募集戸数	補助金額など
⑧ブロック塀等撤去		道路からの高さが1m以上で、組積造の部分が80cm以上の道路等に面したコンクリートブロック塀等を撤去する工事（塀等の一部を撤去する工事で、倒壊の危険性が残る場合を除く） 通学路等：通学路、大地震の時に避難する道路	20戸	撤去費の2分の1 上限 10万円 ▼通学路等の場合 3分の2・20万円
⑨住宅浸水対策		洪水・内水ハザードマップの浸水想定区域や、浸水被害を受けた敷地とその隣接地の既存住宅で行う (A) 浸水対策改修等★：かさ上げ、盛土、曳家 (B) 浸水防止施設設置：止水板、浸水防止塀・蓋 (C) 市長が認める：駐車場・屋外給湯器かさ上げ	(B)+(C) 1戸	工事費の2分の1 (A) 上限 100万円 (B)+(C) 上限 50万円 合計上限 100万円
⑩アスベスト	分析調査	吹付けアスベスト等（仕上げ材料を除く）が施工されているおそれのある建材に行うアスベスト含有率分析調査	応相談	調査費の額 上限 25万円
	除去等★	建築物に吹付けられたアスベスト等含有建材（仕上げ材料を除く）について、除去、封じ込め、囲い込みを行う工事	応相談	工事費の3分の2 上限 180万円
⑪土砂災害対策		土砂災害特別警戒区域内の民間住宅等に対して行う、外壁の改修や塀の設置で、建築基準法に適合するもの	応相談	工事費の23% 上限 77.2万円
⑫がけ地住宅移転		土砂災害特別警戒区域内等に元々居住している方が、市内の安全な場所に移転し、元の住宅を除却する工事 〔前年度の8月末日までに事前相談が必要なため、工事が行えるのは令和9年度以降です。〕	応相談	元住宅除却費 上限 97.5万円
			応相談	移転先住宅借入金利子 上限 421万円
⑬耐風対策	診断	令和3年12月31日までに葺いた住宅の瓦屋根について、告示基準への適合を確認する瓦屋根の診断	募集終了	診断費の3分の2 上限 2.1万円
	改修	基準に適合していない瓦屋根の全面を基準に適合させる工事で、改修後の住宅が地震に対して安全（新耐震基準等）なもの		改修費の23% 上限 55.2万円
⑭三世代同居		親世帯又は子世帯が、直近1年以上西尾市に居住している親世帯と子世帯が、直近1年以上同居していない三世代同居・隣居のための新築・増改築・リフォーム工事	14戸	工事費の2分の1 上限 30万円

注意！

交付決定前に契約や工事着手した場合、補助金は受けられません。

★の補助事業は、代理受領制度を利用できます。

以下の補助金はありません

- ・ 非木造住宅耐震改修
- ・ 新耐震基準の耐震診断・改修
- ・ 空き家除却
- ・ 外壁塗装

西尾市 住まい 補助



お問合せ先

西尾市 都市整備部 建築課

直通電話 0563-65-2381